

瀬戸内海国立公園公式 Facebook 運用規則

本規則は、瀬戸内海国立公園公式 Facebook (<https://www.facebook.com/setonaikai.np.0316/>) (以下、「公式FB」という。)のアカウントの運用に関する事務的な手続きに関する規則について定めます。

1. 投稿内容

①瀬戸内海国立公園の魅力や旬な情報を伝える写真

(職員が撮影した写真に加え、パークボランティアや MW・GW 事業等の関係者から提供された写真も対象にする。写真のタイトルには可能な範囲で英名と日本語による紹介記事を記す。)

②瀬戸内海国立公園で開催される環境省主催または協力等行事や地域行事の情報

(関係機関が実施するイベントを含む。)

③その他、瀬戸内海国立公園の普及啓発に関すること、魅力を伝えるための情報

投稿内容については以下の注意事項に留意すること

- ・投稿内容には要機密情報を含まないこと
- ・投稿する写真等については、「顔、名札等の容易に個人が特定できるような画像」「要機密情報を含む文書、書類等の映り込み」等がないことを事前に確認すること(ただし、掲載について御本人様の事前承諾を頂いている場合を除く。事前確認は書面で残すことが望まれる。)
- ・写真の解像度等については、不必要に高精細(高画質)にならないよう、投稿前に適切に調整すること

2. 投稿担当

下記事務所の自然保護官及び自然保護官補佐(以下、「担当者」という。)が投稿及び公式 FB ページの操作を行うことを基本とする。

- ・中国四国地方環境事務所、同四国事務所、同広島事務所、同松山自然保護官事務所
- ・近畿地方環境事務所、同大阪自然保護官事務所、同神戸自然保護官事務所
- ・九州地方環境事務所、同阿蘇くじゅう国立公園管理事務所、同阿蘇くじゅう国立公園くじゅう管理官事務所

3. 投稿頻度

公式 FB について、週 1 回以上の投稿を基本とする。

瀬戸内海公園は担当者が多く、また旬な情報の掲載が目的でもあるため、あえて投稿スケジュールや当番は設定しない。

4. 投稿フロー

公式 FB について、担当者は瀬戸内海国立公園公式 FB 運用方針(以下、「運用方針」という。)[5. 利用者による書き込みの削除等]に準じて、不適切な内容が含まれないことを確認し、自然保護官補佐が投稿する場合には各事務所自然保護官に了承を得て投稿する。

投稿内容に以下が含まれる場合は、各管内の国立公園課長もしくは企画官の了承を得ることとする。

- ①政策判断を要する内容
- ②報道発表と連動した内容

③その他、確認が必要と考えられる内容

詳細の投稿フローについては別紙のとおり。

5. 投稿内容の削除等

運用方針「5. 利用者による書き込みの削除等」に基づき、随時担当者が削除等を行う。

6. その他の運用規則

基本的に運用方針及び環境省公式 SNS (Twitter 及び Facebook) 運用方針に準拠する。

平成 30 年 11 月 12 日 施行

<別紙> 投稿フロー

